



地方独立行政法人

市立吹田市民病院



新型コロナウイルス感染症に対する当院の取り組み

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取り扱いが5類に変更となりましたが、院内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、患者さまを感染症から守るため、引き続き感染対策に取り組んでまいります。

ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。



職員の感染管理

- ①全職員が、勤務中はマスクを装着し、手指衛生を徹底しています。
- ②診察時や処置を行うときには、状況に応じて、飛沫などの感染性物質による感染（曝露）を防止するために、防護具を装着しています。
（アイシールド・フェイスシールド・手袋・エプロンなど）
- ③全職員が体調管理に留意し、職員やその家族の健康観察を行うよう指導監督しています。
- ④職員やその家族に発熱や呼吸器症状があった場合は、状況に応じ新型コロナウイルス感染症の検査を実施するなど、早急な対応に努めています。

